

福知山市入札監視委員会（平成25年度第2回）議事概要

| | | |
|-------------------------|--|---------|
| 開催日時及び場所 | 平成25年11月27日（水） 午後2時10分～4時10分 福知山市立中央公民館24号室 | |
| 出席委員氏名（職業） | 委員長 高橋行雄（弁護士） 委員 春木和仁（大学教員） | |
| 議 事 概 要 | 1 議事 （1）平成25年度（4月～9月）の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・春木委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） （4）次回開催日程の調整 後日、調整する | |
| 審 議 対 象 期 間 | 平成25年4月1日 ～ 平成25年9月30日 | |
| 条件付一般競争入札 | 1件 | 対象件数 5件 |
| 公募型指名競争入札 | 1件 | |
| 指名競争入札 | 2件 | |
| 随 意 契 約 | 1件 | |
| 委員からの意見・質問 とそれに対する回答 | 意見・質問 | 回 答 等 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委 員 会 意 見 の 内 容 | 競争性が保てるよう、入札参加条件の設定について十分考えていただきたい。特に、大型インフラ設備の入札は、できるだけ分割発注をして競争性を保つことを考えていただきたい。 工事成績反映業者を指名する場合は、地域性を理由に業者を選ぶことの合理性を明確にする必要がある。 高落札率の入札については、その原因を十分分析することが必要である。 内訳書不備により入札者が失格とならないよう再度周知徹底していただきたい。 | |

別 紙

「1 議事（1）平成 25 年度の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|--|---|
| <p>○平均落札率が 2.9 ポイント上がった。原因は最低制限価格の基準式を見直したためとのことだが、最低制限価格の見直しで落札率が上がるのはどういうことなのか。</p> | <p>予定価格は設計書に基づいて決めている。最低制限価格は、設計書の直接工事費、共通仮設費などを国の基準式に基づいて積算したものを参考に決めている。新たな基準式で試算すると、約 2%、以前よりも最低制限価格が上がる計算になる。予定価格自体は以前と変わらないが、最低制限価格だけが上がるので、落札金額も高くなり、落札率も上がることになる。</p> |
| <p>○2.9 ポイントという数字は、特異な数字ではないということか。</p> | <p>はい。それから、想像の域を脱しないが、全国的に入札の不調が相次いでいることも考えると、材料費の高騰や人員不足の要因があり、金額的に合わないことや、今後の調達が難しくなることを見越してこのような結果になっているのではないかと。特に規模の大きな工事では、工期も長く、先行きが見通せないこともあり、それを見越して対応をされることもあると想像している。</p> |
| <p>○指名停止について、今回、1 か月の指名停止となった業者があるが、福知山市では、指名停止期間は、最長、最短でどのくらいになるのか。</p> | <p>福知山市指名停止取扱要綱では、最短で 1 カ月、最長で 3 6 カ月までである。</p> |
| <p>○現実問題として、1 か月の指名停止は業者にとって、ほとんど痛痒を感じないのではないかと。1 か月という期間は意味があるのか。それ以外に事実上のペナルティはあるのか。</p> | <p>指名停止の一定の基準があり、それに基づいて行っている。時期にもよるが、一度に多くの工事を発注する時期もあり、業者にとって不利益になることもある。また、毎回、指名停止業者を報道機関へ連絡しており、報道関係に出ることで社会的なペナルティを受けることになる。</p> |

「1 議事（2）抽出工事に関する審議について」 関係

1 総務第 401 号 市立福知山市民病院 救命救急棟建設等に伴う建築工事

・・・公募型指名競争入札（JV方式）

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|---|---|
| <p>○入札辞退者が3者ある。病院ということで、普通の建設業者ではやりにくい部分があるのか。このような施設を専門にしている業者でないといけないのか。</p> | <p>本工事は、病院という性質上、特殊な配管や人工透析に関連することなど、専門的な技術が必要な工事であるため、病院建設工事の実績があることを入札参加条件として公募した。</p> <p>入札辞退の理由は、東日本大震災の関係で、資材不足や作業員不足が起きていること、また、円安による鉄鋼材料価格の高騰もあり、事前公表された予定価格以下では応札できないというものであった。</p> |
| <p>○落札した共同企業体の代表構成員の病院工事实績はどのようなものか。</p> | <p>現在建っている福知山市民病院の建設工事を受注した共同企業体の構成員としての実績がある。</p> |
| <p>○入札参加条件として病院工事の施工実績を必要としているが、過去に施工実績がない者は永久に参入できないということになり、新たな業者の参入障壁になっていないか。</p> | <p>施工実績のない者は、今回は代表構成員にはなれないが、共同企業体の構成員として工事に参加すれば、今後は、病院工事の施工実績があることになる。本工事の代表構成員も、以前行われた福知山市民病院建設工事の構成員として参加しており、それを施工実績として今回代表構成員になっている。共同企業体の構成員として実績を積み、代表構成員になれる。</p> |
| <p>○代表構成員は経審点数900点以上、病院工事の施工実績があること、構成員は建築一式のA等級であることなど、これほど多くの入札参加要件は必要なのか。</p> | <p>施設の特長性がある。現在の建物は免震構造となっているが、今回の新棟は耐震構造となり、二つの建物を各階の渡り廊下で接続することになっている。その緩衝する部分に高度な技術が必要になる。また、医療ガス配管、酸素、窒素ガスなどの配管がたくさんあり、その点についても高度な技術が必要になる。また、病院は24時間稼働しているという状況があり、患者の安全を第一として施工していけることが必要なため、これだけの要件を求めた。</p> |
| <p>○非常に珍しいケースだが、事前公表されている予定価格を上回る金額で入札して失格になった業者がある。なぜこのようなことをしたのか、事情</p> | <p>事情を聞いたところ、事前公表された予定価格では安すぎて、この工事をするにはできないことをアピールし、抗議の姿勢を明らかにしたかったとのことだった。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>は聴いたのか。</p> <p>○予定価格が安すぎたかどうかに関して検討したか。</p> <p>○辞退者が多く、失格者もあり、実質的な競争性が非常に低くなってしまった状況にある。入札条件の付け方について十分考えていただきたい。</p> | <p>設計をした段階では、資材価格の高騰や作業員の不足は、それほど現実のものとなっていなかった。また、予算額のこともあり、なるべく設計金額を抑えていこうとした。入札の段階では、それ以上に資材費や労務費が高騰していたようだ。</p> |
|---|---|

2 環境第 700 号 福知山市ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・・・条件付一般競争入札

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|
| <p>○最低制限価格を設定していないのはなぜか。</p> | <p>本工事は環境省から補助金をいただく工事であり、その補助要綱の中で原則として最低制限価格は設定しないことが記されているため、設定しなかった。</p> |
| <p>○条件付一般競争入札でありながら入札者は1者のみとなっている。この工事は既存の機械設備のメンテナンスみたいなものだから、既存の機械設備を入れた業者しかできないということで、価格もその業者の言いなりになっていると思われるが、予定価格はどのようなプロセスで算出したのか。</p> | <p>本件のようなプラント設備工事の場合、他の市町村ではどのようにしているのか問い合わせたところ、ほとんどが一者による随意契約をしているということであった。しかし、本市では、随意契約は好ましくないということになり、条件付一般競争入札をすることになった。設計するにあたっては、まず大手プラントメーカーに対し、機器の参考見積を依頼した。多くの業者は見積を辞退したが、提出のあった見積を用いて機器そのものについては積算した。機器を設置する労務費、運搬費、諸経費等については福知山市で採用している基準により積算した。予定価格はそれらの積算に基づいて算出している。</p> |
| <p>○この工事は一つの機械設備ではなく、いろいろな機械設備に分かれているように思う。これらを一括して一つの業者</p> | <p>この工事は補助事業であり、施設の二酸化炭素の排出量を着工前よりも3%削減しなければならないという条件がある。設備ごとに発注して削減するのは難しいものがあり、設備全体で目標を達成するために一括発注とし</p> |

| | |
|---|--|
| <p>が施工するのではなく、それぞれの設備ごとに別々に入札することはできないのか。例えば、全体の工事はできないが、クレーンの部分の工事ならできるという会社があったのではないか。</p> <p>○全体として3%削減できるよう事前に調査して、それぞれの設備についてどれだけ削減するかを決めておけば、分割発注は可能であったのではないか。一括発注するということは、一部分ならば施工できる業者が入札に参加できず、全部をやれる者しか入札に参加できないという状況を作っているのではないか。</p> <p>○入札参加者が一者しかいなかったが、今回の入札参加条件に合う業者は他にはなかったのか。他にもあるが、今回は一者しか申し込みがなかったということか。</p> <p>○この工事は、既存設備のそれぞれの装置を丸ごと入れ替えるのか。それとも今ある機器は、かなり残ってメンテナンスするのか。</p> <p>○補助事業ということだが、補助率は何%くらいか。</p> | <p>た。</p> <p>通常は、工区で分ける、工種で分けるなど、できるだけ分割発注を行って入札機会を増やすようにしているが、この案件については、トータルで3%削減の目的を達成しなければならず、そのためには分割はできないと工事担当部署から聞いていたので、検討の結果、このようにした。</p> <p>いろいろな設備があるが、それぞれ関連性のある部分があり、単純に分けられないものも多くある。経費的にも一括契約としたほうが有利になると考えられる。工事に際し、施設の日常業務を止めないで作業をしていかなければならないので、ある部分の工事をやる間は、別の部分の工事の施工は待たなければならない。そのようなコーディネート等にも経費に掛かってくることも加味すると、一括契約したほうが安くできるため、このようにした。</p> <p>入札参加条件に合致する業者が何社あるか、いろいろと打ち合わせをした結果、入札参加のための条件をこれ以上広げようがないほど緩めて募集した。それでもなお、応募者が一者しかなかったというのが今回の入札の結論である。</p> <p>機器によっては丸ごと入れ替わるものもあるが、電動機部分や電気部分を新しく省エネ型の部品に取り換えるものがほとんどである。</p> <p>契約金額の3分の1を国庫補助としていただける。残りの3分の2についても、一般廃棄物事業債という起債による対応となるため、一般財源の持ち出しは非常に少なくなる。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>○技術的な難しさもあると思うが、一者だけの入札というのは、コスト的にはどうなのか。市の側としても厳しい金額を示していかないと、業者のいいなりになってしまうようなケースがこれからもでてくる。特に大型インフラ設備の場合は似たようなことが起こりがちなので、ぜひ考えてほしい。</p> | |
|---|--|

3 教総第 22 号 惇明小学校教室棟耐震改修工事…指名競争入札

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|--|
| <p>○指名業者選定理由は、A・B等級に登録された業者10者と工事成績評定を反映させた業者3者とあるが、この3者はどうやって選ばれているのか。入札辞退者が非常に多いが、このことと関連があるのか。また、指名通知をしてから入札までの期間が非常に短い。期間としてはこれでいいかもしれないが、もう少し期間を延ばせば辞退者が少なくなっただけではないか。</p> <p>○10者は地域性で選び、工事成</p> | <p>公共工事の品質確保の促進に関する法律により、公共工事の技術確保にあたっては民間業者の能力が適切に評価され並びに入札契約に適切に反映されることが求められている。自治体によっては総合評価方式によって反映しているところもあるが、本市では良い工事成績を収めた業者の入札参加機会を増やすという方法で反映をさせている。現在、土木一式工事と建築一式工事を対象としており、過去2年間の工事成績の平均点を算出して、その業種全体の平均点を上回った業者を工事成績評定の反映を理由として指名している。業者の選び方は、案件ごとに成績の良い業者から順に選んでいるが、地域性に関係がある業者は飛ばして、地域性の関係のない業者を選んでいる。</p> <p>入札辞退の理由については、予定価格以内で応札できない者が2者、工事を担当する技術者が現在いない者が3者、工期内に完成できない者が1者、技術的に自社では厳しいという者が1者ということで、見積期間が短いという理由はなかった。見積期間については、建設業法の中で、金額に応じて見積期間が決められており、それに基づいて設定している。</p> <p>工事成績評定の反映による業者は、地域性に関係ない</p> |

| | |
|--|--|
| <p>績評定を反映させた3業者は地域性がない業者を選んだのか。</p> <p>○そうすると地域性を盛り込む合理性、根拠はなくなる。工事成績評定の反映による業者が落札した場合、地域性を考慮しない業者が仕事をすることになる。それではなぜ地域性の条件をつけたのか。</p> <p>○地域性に関係がなくても、それを上回るメリットがある業者であるということか。そうであるなら、そもそも地域性なんていらぬのではないか。そのあたりを論理的に説明できるようにしておかないと、選定理由に説得力がなくなる。</p> <p>○発注工事一覧表を見ると、同様の学校耐震化工事がたくさん発注されているが、本件の落札率は96%と極端に高い数字となっている。その他の学校耐震化工事の落札率は、85~90%の間にあるので、何か条件が違っていたのか。他の学校耐震化工事では指名した業者がどのくらいあり、辞退者はどのくらいあったのか。そのあたりは比較、分析はしているか。</p> <p>○同じ条件なのに一つだけ突出して落札率が高くなると、</p> | <p>者を選んでいる。</p> <p>福知山市の方針として、概ね10者は地域性で選び、その他に成績の優秀な業者を約3割加えることにしている。</p> <p>優先順位としては、まず地域性で選んで、その次に工事成績の優秀な業者を選ぶという、本市の選定方針がある。</p> <p>その件に関しては詳しくは分析をしていないので、それを集計したものはない。</p> <p>この件に関しては十分分析の上、分析の結果を次回報告するとともに、今後、同じ内容の工事を集中して発注</p> |
|--|--|

| | |
|--|--------------------------|
| <p>何かの要因が考えられる。今後の入札のためにも、分析しておかないといけないと思う。次回その関係の資料をまとめていただきたい。</p> | <p>する場合に生かしていきたいと思う。</p> |
|--|--------------------------|

4 農管第 22 号 中ノ森池改修工事・・・指名競争入札

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|
| <p>○C 等級の業者でも施工可能だが、施工管理が難しいため、1 ランク上の B 等級の業者を指名選定したとあるが、どういうことか。B 等級としたことは、この工事で辞退者や失格がでていることと関連があるか。</p> <p>○C 等級の業者より B 等級の業者のほうがしっかりしていると思うが、失格が 3 者もあるのはなぜか。この工事の中身そのものが特殊であるのか。</p> | <p>C 等級でも施工可能というのは、工事金額規模的には可能ということである。施工の内容あるいは周辺の事情、協議が十分必要なこと、周辺に重要な施設があることなど、特殊性がある場合には、1 ランク上の業者とすることがある。本工事は、ただ土を持ってきて盛るだけではなく、土で堤を作る難しい作業があること、或いは工事の内容の 2 割ほどが機械設備に関係するものであり、両方を無難にこなすためには、C 等級より B 等級のほうがよいと考えた。</p> <p>辞退については、価格が合わない、或いは技術者がいないといった人的なものが辞退理由であり、等級との関連性は特にないと考えている。</p> <p>失格については、3 者が内訳書の内容に不備があったため失格となったが、いずれも同じ内訳項目の記載がなかった。それは設計技術費という項目で、発注図書に基づくシステム設計に要する費用で、発注図書に基づく確認、検討、打合せ、調整等のこと、その他技術的な検討を行う業務にかかる費用であり、この工事では、一般の土木工事では計上しない「設計技術費」を計上していたので、わかりにくかったのではないかと考えている。</p> <p>農林関係の工事の積算システムが、土木業者の方にわかりづらいところがあると聞いていたので、本市の技術担当者会議等でわかりやすい設計書、或いは仕様書にするよう周知しているところだが、今回このような結果になった。また、業者に対しても、今年の 4 月 17 日に開</p> |

| | |
|---|--|
| <p>普通は土木工事として入札に参加して仕事をとれるが、今回の場合はそういうわけにはいかない要素が入っていたということか。</p> <p>しかし、1者だけなら不注意によるミスとして理解できが、3者も同じ部分の不備による失格であるとなると、発注する側の説明不足ということもいえるのではないか。</p> <p>○まだ3者も失格が出るということは、周知が十分でないということになる。それは業者の不注意によるものであるとして済ますのではなく、公正な競争ができるよう、更なる周知徹底を図ることを心掛けていただきたい。</p> | <p>催した説明会で、内訳書の項目が抜けていたら失格になることを説明していた。発注側、受注側の両方に説明し、改善しようと試みていた。</p> |
|---|--|

5 水道工第1号 下戸地内 府道談・夜久野線 道路側溝改修工事に伴う送配水管移設工事・・・随意契約

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|
| <p>○1者との随意契約であるが、見積の提出が2回されている。1回目の見積金額は予定価格を超えているが、2回目の見積金額で予定価格以下まで下がったとはどういうことか。</p> <p>○採用率は99%で、予定価格に非常に近い契約金額となっている。1者で再度見積提出で</p> | <p>交渉の1回目の額では予定価格に達せず、2回目の額で達したということである。業者は予定価格をわからない。自社で積算した金額が採用されなかったのが再度提出していただいた。</p> <p>業者は利益を上げないといけないので、市の設計額を見込んだ上で、自社の見積はどこまで下げられるか判断されている。市は業者と交渉し、予定価格以下の範囲で、</p> |

| | |
|---|---|
| <p>きるということで、高めの額にして提出しているということはないか。</p> <p>○2 回目の見積価格が絶妙であったのか。</p> <p>○福知山市の事情で一者の随意契約としたのか。それとも府道工事に伴う工事なので京都府の要請で一者の随意契約としたのか。</p> <p>○前もって移設し、仮復旧すると、かえってコストがかかるのか。通常の場合も、この工事と同じようにやればもっと安価で施工できるが、決まりがあるため、余計なことをやって工事をたくさん作っているということか。</p> | <p>できるだけ低い金額で見積を提出させている。その中で、業者が予定価格以下まで金額を下げられないということになったら、契約はせずに終わる場合もある。</p> <p>結果的にはそういうことです。</p> <p>京都府は既に府道工事を発注しており、工事の中断はできないとのことだったので、府道工事の施工業者との随意契約となった。通常は、先に水道管の移設をするよう府から要請があり、市は工事発注して、仮配管を行い、通行止めをしながら車道から離れた所に本管を入れ舗装復旧までしてから、京都府の工事を着工していただくことになる。今回は府が既に着工していたことから、府工事と同一断面内で土工を同時に施工することができ、結果的に安価で施工することができた。</p> <p>本件の場合は、道路側溝の真下に水道管があったので、一体的に施工していかないと難しいという状況があった。物理的な要因がある中で、ただ安価になるからといって、全てを同時施工することは難しい面がある。工事発注は競争入札によるという原則もあり、競争入札なら価格競争により安価になる面がある。今回の場合は同時施工することができ、結果的に安価で施工することができたということである。</p> |
|---|---|